

狂犬病予防注射日程		
期日	時間	会場
4月15日(火)	8:40~9:15	青田農耕センター
	9:40~9:50	下樋梅原集会所
	10:00~10:20	岩根地区公民館
	10:30~10:40	上関下集会所
	11:00~11:15	五百川テニスコート
4月16日(水)	8:45~9:15	仁井田地区公民館
	9:30~9:40	防災センター(旧消防署)
	9:50~10:00	本宮10区集会所
	10:20~10:45	もみや台(みどりの家)
	11:00~11:45	高木地区公民館
4月20日(日)	8:10~9:10	本宮市役所
	9:25~10:35	本宮市中央公民館
	10:50~11:20	老人憩いの家
4月17日(木)	8:45~9:45	糠沢分館
	10:00~10:30	和田分館
	10:45~11:10	長屋分館
	11:25~11:45	稲沢分館
	4月18日(金)	8:45~9:00
9:15~10:00		白岩出張所
10:15~10:40		白沢総合支所

▼ 次のような場合は注射を受ける前に獣医師へ相談してください。  
 ・ 犬が病気にかかっていると思われるとき  
 ・ 予防注射で、ショックなどの副反応を起こしたことがある場合(発疹・じんましん・けいれん・よだれを流すなども含む)  
 ・ 妊娠中のとき  
 ・ 1カ月以内に、ほかの予防注射を受けているとき

● 犬の死亡や、飼い主が変わった場合にも届け出が必要です。

▼ 料金  
 注射代 3,100円  
 注射料金 2,550円  
 (注射済票代 550円)  
 新しく登録する犬  
 登録料 3,000円

◆ 問い合わせ先  
 本宮市役所 生活安全課  
 環境保全係 (内線 ☎ 114)  
 白沢総合支所 住民生活課  
 生活環境係 (内線 ☎ 522)

● 新たに飼った犬の登録も同時に行います。

## 「狂犬病予防注射は飼主の義務です」 狂犬病予防注射を実施します

### 感染すると どんな症状になるの

噛まれたことにより、傷口等から唾液中に含まれる狂犬病ウイルスが侵入し感染します。潜伏期間は1カ月から2カ月あり、その後、2日から10日間かぜに似た症状が現れ、噛まれた部位に熱感などの異常感覚が見られます。

次の急性期には、不安感、恐水症状、興奮性、麻痺、神経錯乱などの神経症状が現れ、2日から7日後に昏睡期に入り呼吸障害により死亡します。



もし、  
 犬にかまれたら

必ず病院に行ってください。そして、次のいずれかへ連絡してください。

- ・ 本宮市役所 生活安全課環境保全係 (内線 ☎ 114)
- ・ 白沢総合支所 住民生活課生活環境係 (内線 ☎ 522)
- ・ 県北保健所 ☎ 024-534-4305

100%死亡する  
 恐ろしい病気です

狂犬病は発病してしまうと、人も、犬も助からない100%死亡する恐ろしい病気です。

昭和32年までは、日本の犬にもこの病気が流行しており、狂犬病に感染した犬に噛まれて死亡した人が大勢いました。昭和32年以降は、国内での発生はありませんが、世界の各地では毎年5万人以上の尊い命を、十数万以上の動物の命をうばっています。

なお、外国で感染し帰国後に狂犬病を発症した輸入感染症例が、昭和45年に1件、平成18年に2件ありましたが、いずれの方も死にいたっています。

### 未然に防ぐ方法は

唯一の予防法が、狂犬病の予防接種をして発病を未然に防ぐことです。諸外国との交流が盛んな現在、いつ狂犬病が日本に侵入するか予断を許さない状況にあります。

世界的に見て犬が人間への感染源になるケースが圧倒的に多く、万が一この恐ろしい病気が日本に侵入したときの、流行を未然に防ぐ方法は、毎年1回、犬に狂犬病の予防接種を受けさせておくことです。

### 住民異動の主な届出一覧表

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入 (市内へ来られたとき)	転入した日から14日以内	・ 転出証明書 ・ 印鑑 ・ 国民健康保険証 など
転出 (市外へ出られるとき)	転出する前	・ 印鑑登録証 ・ 国民健康保険証 ・ 老人医療費受給者証 ・ 住民基本台帳カード など
転居 (市内での異動のとき)	転居してから14日以内	・ 国民健康保険証 など
世帯主変更届 (世帯主を変えたいとき)	変更があった日から14日以内	・ 国民健康保険証 など

※ 転入・転出・転居などの届け出の際、届出者の本人確認が必要になりますので、  
 運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明書を併せてお持ちください。

- ◆ 問い合わせ先  
 本宮市役所 市民課 市民窓口係 ☎ 33-1111 (内線123・124)  
 白沢総合支所 住民生活課 住民窓口係 ☎ 44-2111 (内線523・524)  
 白岩出張所 ☎ 44-2211

## 異動のシーズンは 手続きはお早めに

3月、4月は、就職や進学、転勤などで住所を移転する機会が多くなります。  
 住所や世帯などに変更があった場合は、市役所市民課または白沢総合支所、白岩出張所の最寄りの窓口へ届出をしてください。

## ぼくの届出も忘れないでワン!

転勤などにより転入届や転出届を行ったときなどは、飼い犬の届出も必要となります。また、飼い犬が死亡したときやいなくなったときは、必ずご連絡をお願いします。



届出の種類	届出書類	金額	受付場所
犬を飼ったとき	犬の登録申請書	3,000円	本宮市役所 生活安全課 環境保全係 白沢総合支所 住民生活課 生活環境係
犬が転入したとき	犬の登録事項変更届出書	鑑札がある場合→無料 鑑札がない場合→3,000円	転入先の役所
犬が市内転居したとき	犬の登録事項変更届出書	無料	本宮市役所 生活安全課 環境保全係 白沢総合支所 住民生活課 生活環境係
飼主を変更したとき	犬の登録事項変更届出書	無料	
犬が死亡したとき	犬の死亡届出書	無料	

- ◆ 問い合わせ先  
 本宮市役所 生活安全課 環境保全係 (内線 ☎ 114)  
 白沢総合支所 住民生活課 生活環境係 (内線 ☎ 522)  
 県北保健所 ☎ 024-534-4305